



環 環 1 第 4 0 6 号
令 和 6 年 1 2 月 3 日

農林水産省 輸出・国際局
知的財産課長殿

警視庁生活安全部生活環境課長



種苗法違反等事件被疑者の検挙について（情報提供）

警視庁生活安全部生活環境課は、みだしの事件で被疑者2名を通常逮捕し、被疑者10名を東京地方検察庁へ書類送致した。本事件については、インターネットのフリーマーケットアプリケーションを利用して、イチゴ属である桃薫を譲渡などしたもので、育成者の権利や農業者の利益を害する悪質な事案であったため、情報提供いたします。

記

1 逮捕年月日

令和6年12月1日（日） 通常逮捕 A・B

2 送致年月日

令和6年12月3日（火） 書類送致 C・D・E・F・G・H・I・J・K・L

3 被疑者

A	静岡県焼津市居住	無職	25歳	男
B	岐阜県養老郡居住	会社員	64歳	男
C	愛知県稲沢市居住	農家	52歳	女
D	茨城県水戸市居住	会社員	52歳	女
E	秋田県秋田市居住	無職	67歳	男
F	愛知県安城市居住	会社役員	46歳	男
G	愛媛県松山市居住	無職	45歳	女

H	新潟県上越市居住	会社員	68歳	女
I	愛知県名古屋市居住	自営業	51歳	女
J	愛知県名古屋市居住	無職	24歳	女
K	静岡県焼津市居住	農家	70歳	男
L	静岡県牧之原市居住	無職	66歳	女

4 事案の概要

(1) 被疑者Aは、

第1 法定の除外事由がないのに、育成者権者の許諾を受けないで、業として、令和6年3月24日頃から同年5月15日頃までの間、3回にわたり、インターネット上に、「希少品種 苺苗 桃薫 2株 ¥1,800」などを書き込むとともに、イチゴの苗及び実の写真などを掲載して、譲渡の申出をし、同年3月中旬頃から同年5月20日頃までの間、前記「桃薫」の苗を4名にそれぞれ譲渡し、さらに、同年7月31日、静岡県焼津市の被疑者使用にかかる農地において、譲渡する目的で、前記「桃薫」の苗37株を保管し、もって育成者権を侵害し

第2 法定の除外事由がなく、かつ、牧之原市農業委員会の許可を受けないで、令和5年5月中旬頃、静岡県牧之原市において、同市内の農地約470平方メートルについて、イチゴの栽培場所として使用するため、被疑者Lとの間で、貸借契約を結び、もって使用貸借による権利を設定したものを。

(2) 被疑者Bは、法定の除外事由がないのに、育成者権者の許諾を受けないで、業として、令和5年10月13日頃及び同月23日頃、インターネット上に、「いちごポット6苗 ¥1,800」などの出品情報を書き込むとともに、イチゴの苗の写真を掲載して、譲渡の申出をし、同月17日頃及び同月27日頃、前記「桃薫」の苗を2名にそれぞれ譲渡し、さらに、令和6年7月28日、被疑者方敷地内において、譲渡する目的で、前記「桃薫」の苗12株を保管し、もって育成者権を侵害したものを。

- (3) 被疑者Cは、法定の除外事由がないのに、育成者権者の許諾を受けないで、業として、令和5年4月8日頃から同年5月9日頃までの間、3回にわたり、インターネット上に、「いちご苗 桃薫10株 ¥2,000」などの出品情報を書き込むとともに、イチゴの苗及び実の写真などを掲載して、譲渡の申出をし、さらに、同年4月20日頃及び同月27日頃、前記「桃薫」の苗を2名にそれぞれ譲渡し、もって育成者権を侵害したものの。
- (4) 被疑者Dは、法定の除外事由がないのに、育成者権者の許諾を受けないで、業として、令和5年6月18日頃から令和6年2月19日頃までの間、3回にわたり、インターネット上に、「苺苗 桃薫 1ポット ¥999」などの出品情報を書き込むとともに、イチゴの苗及び実の写真などを掲載して、譲渡の申出をし、令和5年6月27日頃から令和6年2月21日頃までの間、前記「桃薫」の苗を2名にそれぞれ譲渡し、さらに、令和6年6月2日、被疑者方敷地内において、譲渡する目的で、前記「桃薫」の苗3株を保管し、もって育成者権を侵害したものの。
- (5) 被疑者Eは、法定の除外事由がないのに、育成者権者の許諾を受けないで、業として、令和5年6月25日頃、インターネット上に、「いちご 桃薫 5苗 ¥1,500」などの出品情報を書き込むとともに、イチゴの苗の写真を掲載して、譲渡の申出をし、もって育成者権を侵害したものの。
- (6) 被疑者Fは、法定の除外事由がないのに、育成者権者の許諾を受けないで、業として、令和5年10月19日頃及び同月22日頃、インターネット上に、「いちご 苗 桃薫 2株 ¥880」などの出品情報を書き込むとともに、イチゴの苗及び実の写真などを掲載して、譲渡の申出をし、さらに、同月21日頃及び同月29日頃、前記「桃薫」の苗を2名にそれぞれ譲渡し、もって育成者権を侵害したものの。
- (7) 被疑者Gは、法定の除外事由がないのに、育成者権者の許諾を受けないで、業として、令和5年10月14日頃から令和6年2月8日頃までの間、3回にわたり、インターネット上に、「高級 苺苗 桃薫 3苗 ¥1,450」などの出品情報を書き込むとともに、イチゴの苗の写真を掲載して、譲渡の申出をし、さらに、令和5年10月21日頃から令和6年2月11日頃までの間、前記「桃薫」の苗を2名にそれぞれ譲渡し、もって育成者権を侵害したものの。

- (8) 被疑者Hは、法定の除外事由がないのに、育成者権者の許諾を受けずに、業として、令和5年11月17日頃から令和6年3月15日頃までの間、3回にわたり、インターネット上に、「イチゴ苗 桃薫4株 ¥950」などの出品情報を書き込むとともに、イチゴの苗及び実などの写真を掲載して、譲渡の申出をし、さらに、令和5年12月3日頃及び令和6年3月17日頃、前記「桃薫」の苗を2名にそれぞれ譲渡し、もって育成者権を侵害したものの。
- (9) 被疑者I・Jは、共謀の上、法定の除外事由がないのに、育成者権者の許諾を受けずに、業として、令和6年1月3日頃から同年4月10日頃までの間、3回にわたり、インターネット上に、「農薬栽培期間中不使用 希少 桃薫 いちご 3苗 抜き苗セット ¥1,800」などの出品情報を書き込むとともに、イチゴの苗及び実の写真を掲載して、譲渡の申出をし、さらに、同年1月16日頃から同年4月16日頃までの間、前記「桃薫」の苗を2名にそれぞれ譲渡し、もって育成者権を侵害したものの。
- (10) 被疑者Kは、法定の除外事由がないのに、育成者権者の許諾を受けずに、業として、令和4年4月下旬頃、静岡県焼津市所在の農業用ハウス内において、「桃薫」の苗約100株を被疑者Aに譲渡し、もって育成者権を侵害したものの。
- (11) 被疑者Lは、法定の除外事由がなく、かつ、牧之原市農業委員会の許可を受けずに、令和5年5月中旬頃、静岡県牧之原市被疑者方において、同市所在の農地約470平方メートルについて、被疑者Aがイチゴの栽培場所として使用することを知りながら、被疑者Aとの間で、口頭により貸借契約を結び、もって使用貸借による権利を設定したものの。

5 罪名・罰条

- (1) 種苗法違反、被疑者A・B・C・D・E・F・G・H・I・J・K
同法第2条第5項第1号（権利の利用）
同法第20条第1項（育成者権）
同法第67条（10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科）
刑法第60条（被疑者I・J）
- (2) 農地法違反、被疑者A・L
同法第3条第1項（農地の権利移動の制限）
同法第64条第1号（3年以下の懲役又は300万円以下の罰金）